中村公認会計士事務所

ハイライト:

・平成15年度税制改正案が公表されています

春号 第13号 (法人様向け)

2003年3月

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶

平成15年度税制 改正案について

ご挨拶

日に日に暖かくなり、桜の開花ももう間近となりました。

第13号では、平成15年度の税制改正案のうち法 人税を中心に、その概要の解説を行いました。

内容に関するご質問·ご要望等ございましたらご遠 慮なさらずお問い合わせ下さい。

> 公認会計士·AFP·ITコーディネータ 中村元彦 公認会計士·税理士·AFP·社会保険労務士 中村友理香

15年度税制改正案

平成15年度税制改正案のうち、法人税に係るポイントは以下の通りとなっています。

- 1 研究開発促進税制・1 】 投資促進税制の導入
- 2 同族会社留保金課税の停止措置の導入
- 3 交際費損金不算入制度の緩和
- 4 少額減価償却資産の取得価額基準の改正
- 5 消費税制度の改正

1のIT投資促進税制とは、青色申告企業が自社利用の一定のIT設備等を取得した場合に、10%の税額控除ないしは50%の特別償却とを選択適用できるというものです。また、税額控除の場合には控除しきれなかった分は1年間繰越が可能です。(資本金3億円以下の場合、ソフトウェア70万円<100万円>以上、ルート・ウェア140万円<200万円>以上が対象となります。<>内はリースの場合です。)

IT投資促進税制

適用期間等 平成15年1月1日から平成18年3月31日までに事業に供した、条件を満たす設備を対象とし

て、平成15年4月1日以後に終了する事業年度について適用

税額控除 取得価額×10%(法人税の20%相当額限度)

特別償却 取得価額×50% ~ 税額控除との選択適用

リース税額控除 リース費用の総額×60%×10%(法人税の20%相当額限度)但し資本金3億円以下の法人のみ

一定金額以上のソフトウエアやハードウエアを購入・リース した場合にメリットが生じます

研究開発税制は、 試験研究費の総額に係る税額控除 開発研究用設備の特別償却制度となってい の税額控除の割合の概要は以下のとおりです。 ます。

		平成15年1月1日以後開始かつ4月1 日以後終了する事業年度から3年間	恒久的措置
試験研究税制	試験研究費割合10%以上	12%	10%
	試験研究費割合10%未満	10% + 試験研究費割合 x 0.2	8%+試験研究費割合×0.2
中小企業技術基盤強化税制		15%	12%
産学官連携共同試験研究税額控 除制度		15%	12%

は平成15年1月1日から平成18年3月31日までに取得した開発研究用設備(取得価額が280万円以 上の機械装置及び器具備品)の取得価額の50%を特別償却することができる制度です。1の制度をフル に適用すると最大40%の税額控除が可能という、思い切った(経済産業省曰く)税制といえます。

2は、自己資本比率(自己資本/総資産)が50%以下の中小法人(資本金1億円以下)につき、平成15 年4月1日以後3年の間に開始する事業年度に限り、留保金課税を適用しない措置を講ずるものです。

3により交際費の損金不算入制度は以下のように変わります。<**損金算入割合がアップしました**>

期末資本金	損金不算入額
1億円以下	(支出交際費の額 - 400万円)+(400万円× 10 %)
1 億円超	支出交際費の全額

従来は

5,000万円以下	(支出交際費の額 - 400万円)+(400万円× 20 %)
5,000万円超	支出交際費の全額

だったので、資本金が5,000万円超1億円以下の法人は交際費の損金算入が可能となりますし、交際費 400万円までの損金算入できる割合が10%増加したことになります。

4は、資産の取得時に取得価額の全額損金算入が認められる基準を10万円未満から30万円未満へと 引き上げる制度です。平成15年4月1日から3年の間に取得・事業の用に供したものが対象となり、中小 企業のみに適用されます。よって30万円までのパソコン等の器具備品等を購入予定の場合には、4月以 降で検討すると節税対策となります。但し、償却資産税は10万円以上の償却資産(一括償却資産とした ものは対象外)が対象となりますので注意が必要です。

5は消費税の益税対策として、平成16年4月1日以後に開始する課税事業年度から事業者の免税制度 の適用上限が1,000万円(現行3,000万円)に、簡易課税制度の適用上限が5,000万円(現行2億円)に引 き下げられます。3月決算法人であれば、平成15年3月期の課税売上高によって適用関係が決まることに なりますので、注意が必要です。

上記の他法人事業税において、所得以外の指標を課税標準とする「外形 標準課税」が資本金1億円以上の会社を対象に平成16年4月から導入開 始が決定されています。

> ホームページもご覧下さい(ただいま新装準備中) http://homepage2.nifty.com/my-naka/

*記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

中村公認会計士事務所

埼玉県さいたま市岸町 7 - 9 - 19

電話 048 (834) 1598 Fax 048 (834) 1594 Email nakamura-cpa@jcom.

home.ne.jp